

「山立根本巻」の世界

―その奥書について―

高橋 正

1、問題の所在

マダギと呼ばれる狩猟民が、狩猟行為を行う際に常に携え、彼らの行為を正当化し、更にはその精神的な支えになった巻物、それが「山立根本巻」である。この「建久四年」という奥書をもつ文書に対して、従来の研究史では大別すると次の点が言及されてきたといえよう。

a、マダギの巻物は、その代表的流派といわれる「日光派」と「高野派」にそれぞれ存在し、日光派マダギの巻物は「山立根本巻」と、高野派マダギのそれは「山達由来之夏」や「山立根本秘巻」と呼ばれている。(ただし両者の間には、流派と名称とが混同されたものもみられる。)

b、「建久四年」の奥書は、富士の裾野を舞台として行われた、源頼朝の巻狩に参列した人物が、頼朝から狩猟の許可を得た年を意味しており、この年をもって狩猟開始の年とするという意識が人々の間にあった。すなわち「建久四年」のもつ意味を、頼朝の富士の巻狩の年に求める。

c、富士の巻狩を一般に流布せしめ、それをもとにマダギの秘巻を成立せしめた背景として、曾我物語の存在が大きい。

柳田國男氏の「神を助けた話」(二)以来多くの研究がなされ、千葉徳爾氏の「狩猟伝承研究」(三)等に代表されるこの分野の研究については、資料の収集・分析に至るまで論じ尽くされたかの感すらある。しかしながら「建久四年五月」あるいは「建久四年五月中旬」という奥書にこだわってみるとき、素朴な疑問がないわけではない。小稿では膨大な研究史に比してあまりにも稚拙な考察ではあるが、マダギ文書の考察の手掛かりとして次の二点の問題について私見をまとめた。

まず第一に、特定の人物に対して源頼朝が狩猟を許可したという、マダギ文書の狩猟許可のバックボーンをなす記述についてであるが、「吾妻鏡」(四)では建久四年三月の、那須野の狩りの際の記述にはそれを見いだすことができても、同年五月の富士の巻狩ではそうした事実を見いだすことができない。このことをどのように解釈するのか。そしてそれをあくまで「建久四年五月」という富士の巻狩の時期に引き付けた形で山立根本巻が記されることをどう評価するのか、ということである。

第二には、研究史の中でも度々問題になることではあるが、やはり奥書に記される「高階將監俊行」をいかなる人物と見るか、

* 秋田県立博物館

である。現在この問題を取り上げるうえで、主として取り上げられる「吾妻鏡」「曾我物語」や、「尊卑分脈」「公卿補任」などでは確認できないこの人物に対して、どのような評価を下すべきか。当然のことながらこの人物の評価自体が、「山立根本巻」の評価とかわる問題である。未解決の部分が多いが、問題の方向性を検討するという意味から、今後の考察の手掛かりとしたい。

2、那須野の狩りと富士の巻狩

建久四年の源頼朝の富士の巻狩について記した文献史料として代表的なものは、吾妻鏡であり曾我物語である。前節で示した第一の問題点を念頭に置き、前者について検討したい。

まず、吾妻鏡の建久四年の記事を見ると、富士の巻狩に先行して、下野国那須野において狩りが行われたことに着目しなければならぬ。すなわち、建久四年三月からの記述をおって見ると、つぎの通りである。

三月十五日―藍澤の屋形を宿次人夫を使って那須野に移す。

廿一日―頼朝が那須野の狩倉を見るために出発する。また弓馬に優れたもの二十二名に弓箭を帯びさせる。

廿五日―武蔵國入間野において追鳥狩を行う。藤沢清親百発百中の芸を施し、頼朝より馬を賜う。

四月 二日―那須野に勢子を入れる。小山朝政・宇都宮朝綱・八田知家千人の勢子を献ずる。

廿三日―那須野の狩りが終わり、藍澤の屋形を再び駿河国に運ぶ。

以上の内容について注目すべきは、三月二十一日の記述にあるように、弓馬に優れたもの二十二名に対して弓箭を帯びさせている点

である。従来は富士の巻狩こそがマダギ文書に見られる狩猟許可の根拠として取り上げられたが、厳密にはその時期は建久四年三月の那須野の狩りに求めなければならない。その部分の記述は次の通りである。

舊院御一廻之程者、諸國被禁狩獵、日數已馳過訖。仍將軍家爲覽下野國那須野、信濃國三原寺狩倉。今日進發給、自去比所被召聚馴狩獵之輩也、其中令達弓馬、又無御隔心之族、被撰二十二人、各令帶弓箭、其外縱雖及万騎、不帶弓箭、可爲踏馬衆之由被定云々

文意は舊院（後白河）の一回忌のうちは、諸国の狩猟が禁じられていたが、一回忌から日数も過ぎたので、源頼朝が那須野と三原の狩倉を見に出発した。そして狩猟になれたものうち、特に弓馬に優れ、隔心のないものを二十二人選んで弓箭を与え、それ以外の者はいかなる場合であっても弓箭を帯びてはいけない、というものである。ここでは、特に弓馬に優れたものみに狩猟の権利を与え、他のものには狩猟を許可しないという、まさにマダギの文書に与えられた狩猟の特権と同じ性格の行爲を見ることができるところが、五月の富士の狩りかどうかといえ、五月八日条に源頼朝が富士野の夏狩を見るため駿河国に行った時の人物を列記したにとどめられ、特定のものに狩猟の許可を行ったという記述を見いだすことはできない。それならば、なぜ後世のマダギ文書においてこの那須野の狩りにおける頼朝の二十二名に弓箭を与えるという行為がほとんどかえりみられず、富士の巻狩がマダギ文書の建久四年の根拠となりえたのだろうか。この点について、二つの方向から検討したい。

まず一つは、那須野の狩りの成果という点からの考察である。建

久四年の記述を見るとときまず触れなければならないのは、那須野の狩りの実際の様子やその成果を記す部分が皆無であることである。藍澤の屋形等の移動など、その準備についての記述が詳細であるのと対象的である。また、那須野の狩りの間の記述として、源実朝の急病や、工藤祐経宅の焼亡など、よくない記事が多いことも注目すべきであろう。すなわち、那須野の狩りは実際行われたものの、狩りの最中によくない事が続いたため、狩りが成功裏に終わったとはいえない状態であったのではなかっただろうか。吾妻鏡建久四年四月二十三日の「那須野等御狩。漸克終之間」という記述は、そうした心情の吐露と見るべきであろう。翌五月に富士の巻狩を行ったのも、こうした経緯を前提として考えると、那須野の狩りが中途半端に終わり、頼朝としてはその権力を誇示するうえでも、なんとして狩りを成功裏に終わらせねばならないものであったろうし、悠長な気持ちで数年後にやりなおしをするというものでもなかったであろうと考えられる。すなわち那須野の狩り自体に対する評価が、富士の巻狩に比べ過小であったことに起因すると考える。

もう一つの方向は、富士の巻狩自体が後世に強い影響を与えたと積極的に評価する面である。というのは、富士の巻狩を世に知らしめた一つの要素として、この狩りの最中に曾我兄弟が、工藤祐経を討つという、いわゆる曾我兄弟の仇討ちという内容が付加されている点をあげなければならない。周知のとおり曾我兄弟の仇討ちに関する物語を題材とした作品群は、いわゆる「曾我物」として能・幸若舞・浄瑠璃・歌舞伎などの芸能に散見するモチーフである。よって富士の巻狩が源頼朝の政治に対してもつ意味を評価しつつも、むしろそれ以上に後世の人々に対しては、富士の巻狩はむしろ曾我兄弟の仇討ちという面から語りつがれたといえる。したがって、本来

は源頼朝が狩猟の特権を二十二人に与えたという行為は、那須野の狩りでのことであり、それは後白河院の一周忌ということを背景としてなされたことであるが、那須野の狩りの成果自体がその直後の富士の巻狩に吸収され、しかもその富士の巻狩が曾我兄弟の仇討ちというモチーフを梃子として、さらに後世に流布していったことが、吾妻鏡の記述とはことなる形でマダギ文書の性格を規定していったのではないかと考える。

また、すでに千葉徳爾氏の指摘にあるように¹⁰⁾、五月十六日に源頼家をはじめ鹿を射るわけであるが、この事実こそが頼朝にとっては「幕府を受け継ぐ資格がこの子供にそなわっているという確信」を湧きおこさせたであろうし、狩りを挙行した目標のひとつも頼家が鹿をしとめたことを山の神に報告するというセレモニーをおこなうことであったと考えられる。したがって富士の巻狩は「源頼家が鹿をしとめた」という点からも大きくクローズアップされることとなり、那須野の狩りから一カ月の間に富士の巻狩を挙行した理由もこの点に求められる。さらには、先述した通り那須野の狩りではこのような成果は見られなかったと考えられ、それがマダギ文書の根拠となるものを那須野の狩りに求めるのではなく、富士の巻狩をその根拠とせしめたひとつの要因になったと考える。

さらに、吾妻鏡の記述と山立根本巻とを比較するとき、五月二十七日の次の事実に注目する必要がある。

爰無雙大鹿一頭走來于御駕前、工藤庄司景光着作与美水干、駕鹿毛馬、兼有御馬左方、此鹿者景光分也。可射取之由申請之、被仰可然之旨、本自究竟之射手也、人皆扣駕見之、景光聊相開而通懸于弓手、發射一矢不令中、鹿拔于一段許之前、景光押懸打鞭、二三矢又以同前、鹿入本山畢（後略）

すなわち、工藤景光が無雙の大鹿と出会い、それを射ようとするが、なかなか弓が当たらないというモチーフは、山立根本巻の冒頭で万事万三郎が白鹿に化けた日光山権現に対して、弓を射ようとしたがなかなか射ることができなかったという記述を想起させる内容である。さらに工藤景光は逃げた大鹿に弓を捨て茫然として、「是則爲山神駕之條無疑歟、運命縮畢」といい、実際景光は発病してしまふという記述が見られる。大鹿を山の神と見てその神威にたいする畏怖の念が読み取れる。山立根本巻の作者がもし吾妻鏡を意識したとすれば富士の巻狩がその奥書に登場する理由はむしろこの点に求めたい。つまり、山立根本巻の構成要素の中に、吾妻鏡に記された富士の巻狩の記述を取り入れたものがあり、それが本来は那須野の狩りの記述を、富士の巻狩の記述の中に包括してしまうことを増幅してしまったのではないかと考えたい。

また、吾妻鏡の記述の中で、富士の巻狩の際に、山の神に対して矢口等を祭る部分の記述があるが、この内容などは矢口開きの作法として後世に伝えられたことが報告されている記録^{〔五〕}とあわせて考えるべきであろう。こうしたことから、富士の巻狩が後世の人々にクローズアップされ、那須野の狩りを包括していく形で、マダギ文書の中に伝承化していったのではなからうか。

それでは次に、曾我物語^{〔六〕}の記述について検討したい。

まず吾妻鏡の記述と異なるのは、那須野の狩りを行った日時のことである。妙本字本曾我物語では、那須野の狩りは五月上旬のこととして記されており（五月六日か?）、吾妻鏡の記述とは約一カ月のずれがある。内容的には勢子が召集されたことなど吾妻鏡とは大きく異なる点は見いださえないが、那須野の狩りが一カ月遅れた富士の巻狩と同じ月に記されているという事実は、前述した本来は那

須野の狩りで二十二人に狩猟の特権を与えるという頼朝の行為が、富士の巻狩に関連されて語られるという事実を裏づけることにはならないだろうか。しかもこれが、後世人口に膾炙することとなった曾我物語の中で語られている点にこそ、その重要性を指摘しうると考える。

次に、吾妻鏡に記された後白河法皇の一周忌にもなう狩猟の禁止や、那須野の狩りでの禁止を二十二人の人物に対して特に解除したという事実は曾我物語には登場してこない。ただし、曾我物語では、富士の巻狩の際に源頼朝の前で二人対抗で鹿を射ることが、二十組四十人について行われており、この四十人については頼朝から特別の指名を受けたと考えられる要素があるといえよう。吾妻鏡にはこのことは記述されていないが、曾我物語におけるこの巻狩の記述も、吾妻鏡における那須野の狩りでの頼朝の二十二人の指名とが混在し重複して行くことの一因となったのではないだろうか。

ここで前節で示した第一の問題点について私見をまとめるならば、やはり、本来は建久四年三月から四月にかけての富士の巻狩にて、頼朝は特定の人物に狩猟を許可したと考えられ、それは後白河法皇の一回忌に服することを頼朝が解除したことにほかならない。このこと自体頼朝の政治的立場を考えるうえで問題になることと思われるが、小稿では那須野の狩りに際して特定の人物に狩猟の許可を与えるたという事実を指摘するにとどめる。しかしながら富士の巻狩が頼家の狩りの成功という成果を収めたのに比して、那須野の狩りはさしたる成果が見られず、しかも曾我兄弟の仇討ちという事実が後世広まることにより、那須野における狩猟許可の事実は、富士の巻狩の事実へとすり変わっていく形で流布するものと考えられる。この流布を広範なものとするうえで、曾我物語の果たした役割の大きい

ことは、まさに千葉氏の指摘するとおりである。

3、「高階將監俊光」はいかなる人物か？

それでは次に、第二の問題として掲げた「高階將監俊光」なる人物についての考察にうつる。

従来の研究史においては、管見の限りでは高階俊光についていかなる立場の人間であるのかについて触れたものは見られない。というのも高階俊光なる人物は、高階氏系図にも存在せず、同時代の史料からは確認できる範囲ではその名前を見ることができないからである。未だ調査の過程であり断定できるには至っていないが、今後の検討の方向を示すという意味で現在考えられる可能性についてまとめてみたい。

検討のポイントとなるべき要素は、第一に高階將監俊光なる人物はいつの時代の人物なのかという問題である。山立根本巻に建久四年五月という奥書があったとしても、それが中世の時代に書かれたものといいたいことは、文書の様式等を見れば明確である。

また、高階俊光の花押も江戸時代初期の流行である明朝体となっていることなどを考えると、内容から見ても様式から見ても近世以降に書かれた資料であろうことは自明であろう。しかしながら山立根本巻に登場する人物は、源頼朝にしても「遠江守時致（これは時政の誤りと考えられる）」という人物⁵¹にしても、明らかに建久四年段階の人物である。したがって花押は近世に全く別の人物が記したものであったとしても、高階將監俊光なる人物はやはり建久四年段階の人物と考える方が妥当ではなからうか。

それでは建久四年段階で高階俊光なる人物を現存する資料から確定できるかといえば、何度も述べるとおり現段階では答えは否であ

る。よって高階俊光を建久四年段階の人物とする、ということと、この資料は近世以降に記されたものである、という二つの仮定の上

に立って、高階俊光なる人物について推定したい。まず、建久四年という年号にこだわると、次の伊豫三島社領家次第という資料⁵²を検討の課題としなければならない。

一 伊豫國（白井台） 豫國（伊豫國） 本山（伊豫國） 島（伊豫國） 大明神御垂（伊豫國）

（中略）

一 同御時建久元年 六月、新藤大神主補任ヲ始ル、
代官二郎延光下向、

一 同二年、本家 宣陽門院、後白河院乙姫宮、
神主圖書允俊光、代官清五延光下向、

一 同三年三月六日、領家卿權少僧都□慶、
神主大宮大進入道西樂

同四年、神主圖書允俊光

（中略）

于時正和五年丙辰 □月廿□日三嶋殿御入之時、以其御本畢、

管見の限りでは、建久四年と俊光とを結び付ける資料はこれのみである。この資料は十四世紀の資料であるが、伊予国三島社の領家について古代にまでさかのぼって記録したものである。そのなかに建久三年から四年にかけて、図書允俊光なる人物を確認することができる。図書寮とは、養老職員令⁵³によれば、経籍圖書の管理、国史修撰、書写・校正・装丁の工程管理等を行い、七位の官位に相当するといわれる。圖書の管理や書写に携わる職員であるという点に若干の可能性を感じないでもないが、その苗字が高階か否かまで

の確認ができないことや、凶書寮の允を当時将監とは呼んでいたとは養老令などからみて考えられないことなどに、可能性の限界を指摘する。

次に、山立根本巻の資料に出てくる人物は、これが近世以降に記されたであろうことを考えると、ある程度は一般に知られた人名を持ち出すのではないかと、という点からのアプローチが考えられる。源頼朝の時代に頼朝と交流のあった高階氏の人物と言えば、高階泰経が上げられる。資料上でも、建久元年の源頼朝書状案^{〔五〕}建久二年の源頼朝言上状^{〔六〕}などで、高階泰経と頼朝との関係を描くことはできる。しかしながら、この人物をもってマダギ文書の高階俊光と見るのは、あまりにも関連事実に乏しく現状では無理が大きいのといわざるおえない。

それでは高階俊光という名前にこだわらず、将監という役職からおつてみたときどのようなアプローチが可能なのだろうか。将監とは、左右近衛府の第三等官をさし従六位上の官位に相当するといふ^{〔七〕}。鎌倉時代における近衛府の補任について「樂所補任」をみると^{〔八〕}、高階俊光なる人物を見いだすことができないが、建久五年に左近将曹助成なる人物を確認できる。なぜこの人物にこだわることかといえ、阿仁町立マダギ資料館に展示してある伊東仙一氏所蔵の山立根本巻の中に、次のような奥書を見うるからである。

高喜甲寅歳

山達万三郎

源助成（花押）

この高喜という文字については、年号なのか否か解釈できないが^{〔九〕}、建久五年はさきに甲寅の年にあたり、助成が左近将曹の位にあらた年である。そしてまだ実際に多くのマダギ文書を見ていないので、

これも可能性を指摘するにとどめるが、源助成の花押と高階俊光の花押とは類似するものが見られる。全く同一とはいえないが、筆写の過程で多少の相違が生じたと考えられる余地を残していないとも言切れない。いずれこの高階俊光という人物の存在を考える際に、一考を要する人物とはいえないだろうか。

以上、高階俊光という人物についてその確認の方向性を二三指摘したが、いまだ結論を断定できるに至ってはいない^{〔十〕}。しかしながら、この人物の解釈が山立根本巻の性格を考えるうえで、新たな知見を与えうるのではなからうか。

4、むすびにかえて

当初提示した課題について、第一の建久四年五月という奥書のもつ意味という課題については、那須野の狩りにおける頼朝の行為にその根拠があったのであり、それが富士の巻狩りから語られること自体に、山立根本巻の成立に曾我物語等のモチーフが介在したであろうことを指摘しえた。しかしながら第二の「高階將監俊光」の人物像に迫るという課題については、二三の可能性を指摘したものの、不十分な方向性を指摘するにとどまってしまった。資料の収集についても、その分析についてもまだまだ課題は多い。例えば、万事万三郎という山立根本巻に登場する人物についての検討も小稿では触れえなかったが、あわせて考察すべき課題である。また小稿でも若干触れたが、那須野の狩りにおいて後白河法皇の一周忌のうち、符簞を許可するものと禁ずるものとを頼朝自らが指名したという吾妻鏡の記述についても、頼朝の政治権力というものの考察の一視点になるのではないかと考える。いずれも今後の課題としてもち続けたい。

最後に、小稿では山立根本巻というマダギの一資料の中での、しかも奥書の部分にのみこだわって考察を試みたわけである。しかしながらマダギを考えるうえで、このことは重要な一部ではあっても、やはり総体的な立場からの考察と併せ持つて考えるべき内容である。秋田県内においても数少ない話者が高齢化している今、もっと多角的な面からマダギというものを考察してゆきたいと考える。

(註)

- (一) 柳田國男「神を助けた話」一九二〇年(のち『柳田國男全集』七巻『定本柳田國男集』一二巻、ともに筑摩書房に所収)
- (二) 千葉徳爾『符箓伝承研究』風間書房一九六九年
- (三) 『吾妻鏡』については『新訂増補国史大系』吉川弘文館一九七一年によった。
- (四) 千葉氏前掲書二九七～二九八頁
- (五) 千葉氏前掲書所収の「矢口開之事」などがある。六〇七～六一〇頁
- (六) 曾我物語については、『日本古典文学大系新装版 曾我物語』岩波書店一九六六年、『真名本曾我物語』東洋文庫 一九八八年によった。
- (七) 千葉氏前掲書所収の南会津の「山立根本巻」(七五三～七五五頁)に「遠江守時致」という記載を見る。
- (八) 鎌倉遺文三四巻、二六〇六五号、伊豫臼木三島神社文書
- (九) 『新訂増補国史大系 令義解』吉川弘文館 一九七一年による。
- (十) 鎌倉遺文一卷四九八号、石清水文書
- (十一) 吾妻鏡建久二年五月三日條
- (十二) 『古事類苑』官位部一による。
- (十三) 群書類従第四輯による。

(十四) この高喜という記述については越後の山立根本巻(千葉氏前掲書七五六～七五七頁所収)見られ、年号を書くべき位置に「高喜元天」とある。

(十五) 小稿で記した内容の他にも、検討すべき人物として、神道集の「赤城大明神の事」に登場する信濃の国司高階高季や、吾妻鏡文治三年四月二十九日條に登場する伊勢国介大鹿俊光なる人物も、関連する資料はないが「大鹿(おおが)」という苗字といい、「俊光」という名前といい、興味深い人物ではある。

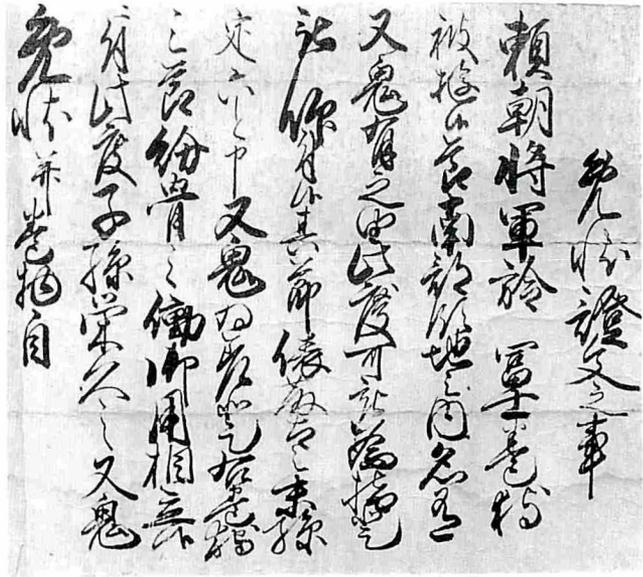


図1 「免状證文之事」資料協力木次谷増美氏
源頼朝の富士の巻狩において、マタギの免状が
与えられたという伝承がのこる資料

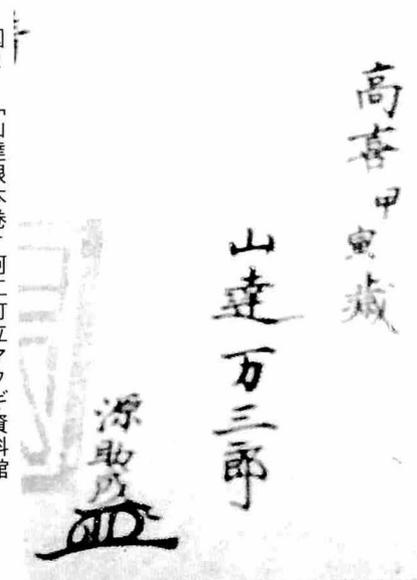


図2 「山達根本巻」阿仁町立マタギ資料館
にて撮影

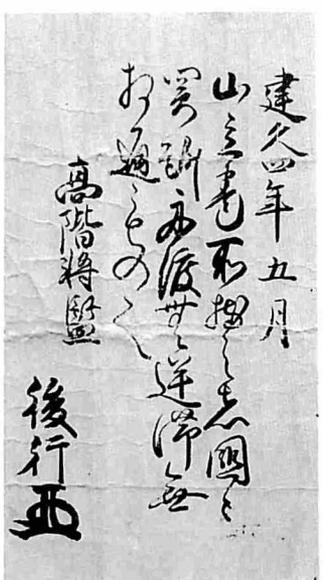


図3 「山立取系」資料協力 大館市葛巻
木次谷増美氏